

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都港区赤坂一丁目12番32号
(名 称) グローム・ホールディングス株式会社
(法人番号 7012801003743)

上記被審人に対する令和2年度(判)第4号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官川嶋彩子、審判官城處琢也、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金4395万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和2年11月11日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和2年9月10日

金融庁長官 氷見野 良三

(別紙)

1 課徴金に係る法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

法第 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に該当

被審人は、東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所 JASDAQ 市場に上場されている会社である。

被審人は、子会社において、実態のないコンサルティング業務や商品販売等に係る売上の過大計上、商業施設収用に関して受領する補償金に係る利益の前倒し計上等、不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、

(1) 下表 1 のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等（以下「継続開示書類」という。）を提出し、

表 1

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
1	平成 27 年 6 月 26 日	第 23 期（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）に係る有価証券報告書	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	当期純利益が 82,270 千円であることを 323,873 千円と記載	・売上の過大計上 ・利益の前倒し計上
2	平成 27 年 8 月 14 日	第 24 期第 1 四半期（平成 27 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日）に係る四半期報告書	平成 27 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日の第 1 四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	営業利益が 108,516 千円であることを 179,467 千円と記載 親会社株主に帰属する四半期純利益が ▲56,250 千円であることを 30,432 千円と記載	・利益の前倒し計上

3	平成 27 年 11 月 13 日	第 24 期第 2 四半 期（平成 27 年 7 月 1 日～同年 9 月 30 日）に係る 四半期報告書	平成 27 年 4 月 1 日～同年 9 月 30 日の第 2 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	営業利益が 78,610 千円であると ころを 151,119 千円と記載	・利益の 前倒し計 上
4	平成 28 年 2 月 12 日	第 24 期第 3 四半 期（平成 27 年 10 月 1 日～同年 12 月 31 日）に係る 四半期報告書	平成 27 年 4 月 1 日～同年 12 月 31 日の第 3 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	営業利益が ▲5,063 千円であると ころを 69,005 千円と記載	・利益の 前倒し計 上
5	平成 28 年 6 月 28 日	第 24 期（平成 27 年 4 月 1 日～平 成 28 年 3 月 31 日）に係る有価証 券報告書	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	営業利益が ▲73,457 千円である ところを 216,872 千円と記載 経常利益が ▲706,198 千円である ところを ▲360,116 千円と記載	・売上の 過大計上

(注) 金額は千円未満切捨てである。

(2) 下表2のとおり重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書（以下「発行開示書類」という。）を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、平成28年3月11日、412,200株の株券を710,220,600円で取得させたものである。

表2

番号	発行開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
6	平成28年 2月22日	有価証券届出書 (株券の募集)		「第四部 組込情報」	番号1に掲げる第23期に係る有価証券報告書及び番号4に掲げる第24期第3四半期に係る四半期報告書を組み込み	・売上の 過大計上 ・利益の 前倒し計 上

(注) 金額は千円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1の事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項

表1の番号2、同3及び同4の各事実につき

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

表1の番号5の事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項

番号2、同3、同4及び同5は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

表2の番号6の事実につき

法第172条の2第1項第1号、第3項、第5条第1項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1の事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第23期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）に係る有価証券報告書について算出した課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(101,156円)

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円となる。

表1の番号2、同3、同4及び同5の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第24期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）第1四半期（平成27年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第24期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（平成27年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第24期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（平成27年10月1日から同年12月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第24期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第24期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下、番号2、同3、同4、及び同5において「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第24期第1四半期報告書	162,430円
第24期第2四半期報告書	294,616円
第24期第3四半期報告書	227,202円
第24期有価証券報告書	237,185円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第24期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第24期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第 24 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 24 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となるが、第 24 期第 1 四半期報告書、第 24 期第 2 四半期報告書、第 24 期第 3 四半期報告書及び第 24 期有価証券報告書が、いずれも第 24 期事業年度に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 24 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 24 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 24 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 24 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

表 2 の番号 6 の事実につき

法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、被審人の平成 28 年 2 月 22 日提出の有価証券届出書（株券の募集）に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた株券の発行価額の総額 710,220,600 円の 100 分の 4.5 に相当する額（31,959,927 円）

となるが、法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて、31,950,000 円となる。